

学校いじめ防止基本方針

令和2年3月

はじめに	1
1 いじめの定義	1
2 いじめの未然防止、早期発見に係わる基本的な考え方	2～5
(1) 未然防止に向けた取組		
(2) 年間計画		
(3) 「いじめは笑いに隠される」		
(4) 早期発見のための観察の視点		
3 指導体制	6～7
(1) 組織図		
(2) 役割		
4 いじめ問題への具体的取組	8～9
いじめの対応		
5 検証と見直し	10～11
いじめ問題への取組についてのチェックポイント		
(「いじめ防止対策推進法」関連の資料)	12

はじめに ～「いじめ防止基本方針」の策定にあたり～

この基本方針において、いじめ防止対策推進法に基づき、金沢北陵高等学校（以下「本校」）における、いじめの未然防止、いじめの早期発見及び対応について、基本的な考え方や具体的な対応等について定めるとともに、それらを実施するための体制について定める。

1 いじめの定義

本校基本方針におけるいじめについて、いじめ防止対策推進法第2条を踏まえ、次のとおり定義する。

第2条 いじめの定義

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様には、次のようなものがある。

【文部科学省見解におけるいじめの態様】

- ① 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ⑤ 金品をたかられる。
- ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑧ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷やいやなことをされる。

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるようなもの、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向を配慮した上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応をとることが必要である。

【刑法上犯罪に該当する可能性がある行為について】

- ・殴る・蹴る → 「暴行罪」
- ・暴力行為によって相手に傷害を与える → 「傷害罪」
- ・生命や身体等に害を加える脅し → 「脅迫罪」
- ・脅して異物を食べさせたり、万引きを強要したりする → 「強要罪」
- ・脅して金銭を取る → 「恐喝罪」
- ・所持品を盗む → 「窃盗罪」
- ・暴行又は脅迫を用いて他人の財物を強取する → 「強盗罪」
- ・鞆を壊したり、教科書やノートを破ったりする → 「器物損壊罪」
- ・悪口を言う、インターネット上や黒板に悪口を書く → 「名誉棄損罪」、「侮辱罪」

2 いじめの未然防止、早期発見に係わる基本的な考え方

(1) 未然防止に向けた取組（「いじめを見逃さない学校づくり」石川県教育委員会）

- ① いじめは、「どの学校でも、どの子どもにも起こり得る」ものであることを、全教職員が十分認識すること
 - ・ 日頃から、児童生徒が発するサインを見逃さないようにしていじめの早期発見に努めること
- ② 「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を、学校教育全体を通じて、児童生徒一人一人に徹底すること
 - ・ いじめられている児童生徒については、学校が徹底して守り通すという姿勢を日頃から示すこと
 - ・ いじめる児童生徒に対しては、警察等との連携も含め、毅然とした指導が必要であること
- ③ 児童生徒一人一人を大切にする意識や、日常的な態度が重要であることを教職員自身が認識すること
 - ・ 教職員の言動が、児童生徒に大きな影響力を持つことを十分認識し、いやしくも教職員自身が児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長することがないようにすること
- ④ いじめが解決したと見られる場合でも、教職員の気づかないところで、陰湿ないじめが続いていることも少なくないことを認識すること
 - ・ 一場面での指導により解決したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行うこと
- ⑤ 定期的な調査だけでなく、必要に応じて、きめ細かな実態把握に努め、情報を全教職員で共有すること
 - ・ 児童生徒が発するサインを見逃さないよう、児童生徒の実態に合わせて調査を実施し、全教職員の共通理解のもと、迅速に対応すること

これらのことを踏まえて、本校ではいじめの「未然防止」、「早期発見」のため、次の3点を、以下の年間計画をとおして実行していく。

- ① 「いじめは人間として許されない行為」であることの生徒への周知
- ② 「いじめを絶対に許さない」という姿勢づくり
- ③ いじめが起きない環境づくり

(2) 年間計画

	未然防止・早期発見に向けての取組	情報の共有と報告
4月	「学校生活の手引き」配付(生徒指導)	各学年会
	「相談室利用」ガイダンス(教育相談)	職員会議
	登下校指導(生徒指導)	情報交換会
	校内巡視(生徒指導)	
	「非行防止教室」(生徒指導)	
	面談週間(全学年)	
	人間関係づくり(全学年)	
5月	登校指導(生徒指導)	教育相談委員会
	校内巡視(生徒指導)	(いじめ対策チーム)
	いじめアンケート①(生徒指導)	情報交換会
6月	登校指導(生徒指導)	各学年会
	校内巡視(生徒指導)	情報交換会
	「防犯教室」(生徒指導)	
7月	登校指導(生徒指導)	教育相談委員会
	校内巡視(生徒指導)	(いじめ対策チーム)
	保護者懇談	職員会議
	いじめアンケート保護者①(生徒指導)	情報交換会
	いじめアンケート②(生徒指導)	
9月	登校指導(生徒指導)	情報交換会
	校内巡視(生徒指導)	
10月	登下校指導(生徒指導)	教育相談委員会
	校内巡視(生徒指導)	(いじめ対策チーム)
	いじめアンケート③(生徒指導)	情報交換会
11月	登校指導(生徒指導)	各学年会
	校内巡視(生徒指導)	情報交換会
12月	登校指導(生徒指導)	教育相談委員会
	保護者懇談	(いじめ対策チーム)
	いじめアンケート保護者②(生徒指導)	職員会議
	人権講話(保健相談)	情報交換会
1月	校内巡視(生徒指導)	教育相談委員会⑦
	登校指導(生徒指導)	(いじめ対策チーム)
	いじめアンケート④(生徒指導)	情報交換会
2月	校内巡視(生徒指導)	情報交換会
3月	校内巡視(生徒指導)	教育相談委員会⑦
	登校指導(生徒指導)	(いじめ対策チーム)
		職員会議
	いじめアンケート⑤(生徒指導)	情報交換会

(3) いじめは笑いに隠される（「いじめを見逃さない学校づくり」石川県教育委員会）

- ・いじめ被害者は、自分がいじめられている（辱められている・貶められている）という事実を認めたくないし、早く逃れたいと願っています。
- ・そのため、いじめという行為を”冗談”や”遊び”に転化させたいという気持ちが働き、ひどいことをされても軽微に見せかけようとしたり、笑ったりして、「自分は大丈夫だ」「心配ない」ということを、周囲や自分自身に示そうとします。
- ・しかし、このことが逆に、いじめ行為を維持・悪化させることにもなり、教師によるいじめ発見を難しくさせることがあります。
- ・また、加害者から「あれは遊びだった」「あいつも喜んでいた」という逃げ口上を生むことにもなります。
- ・さらに、いじめの早期発見ができなかった教職員自身の逃げ口上にもなりえます。

被害者が笑っていたり、楽しんでいたりしていそうだとって、「いじめではない」と捉えずに、行為そのもので判断することが大切です。

ネット上のいじめの特徴

次のような理由から、発見や特定が難しい場合があります。

- ・匿名性から、不特定多数の者によって安易に誹謗・中傷等の書き込みが行われる。
- ・情報のやり取りが容易に速くできるため、いじめ被害が思わぬ速さで深刻化する。
- ・メールやパスワードをかけた仲間内で発生していることがある。

(4) 早期発見のための観察の視点

① S T

- ・遅刻・欠席が増える
- ・表情がさえず、うつむきがちになる
- ・涙を流した気配が感じられる
- ・周囲が何となくざわついている

② 授業

- ・正しい答えを冷やかされる
- ・発言に対し、しらけや嘲笑が見られる
- ・係の選出の際、冷やかし半分に名前が挙げられる
- ・ひどいあだ名で呼ばれる
- ・グループ分けで孤立する
- ・保健室によく行くようになる

③ 休み時間

- ・一人でいることが多い
- ・わけもなく階段や廊下等を歩いている
- ・遊びの中で孤立しがちである

④ 放課後

- ・衣服が汚れたり髪が乱れたりしている
- ・顔にすり傷や鼻血の後がある
- ・急いで帰宅する

⑤ 注意しなければならない様子

- ・活気が無くおどおどしている
- ・寂しそうな暗い表情をする
- ・視線を合わさない
- ・言葉遣いが荒れた感じになる

・持ち物がなくなる

・問題行動が目立つようになる

(いじめられている子どもが家庭で出すサイン)

- ・衣服の汚れが見られたり、よくけがをしたりしている。
- ・風呂に入りたがらなくなる。(殴られた傷跡等を見られるのを避けるため)
- ・買い与えた学用品や所持品が紛失したり、壊されたりしている。
- ・食欲がなくなったり、体重が減少したりする。
- ・寝付きが悪かったり、夜眠れない日が続いたりする。
- ・表情が暗くなり、言葉数が少なくなる。
- ・いらいらしたり、おどおどしたりして、落ち着きがなくなる。
- ・部屋に閉じこもることが多く、ため息をついたり、涙を流したりする。
- ・言葉遣いが荒くなり、親やきょうだいに反抗したり、八つ当たりしたりする。
- ・親から視線をそらしたり、家族に話しかけられることを嫌がったりする。
- ・ナイフ(刃物)などを隠し持つことがある。
- ・登校時刻になると、頭痛、腹痛、吐き気などの身体の不調を訴え、登校を渋る。
- ・転校を口にししたり、学校をやめたいなどと言い出したりする。
- ・家庭から品物やお金を持ち出したり、余分な金品を要求したりする。
- ・親しい友人が家に来なくなり、見かけない者がよく訪ねてくる。
- ・不審な電話や、嫌がらせの手紙が来る。友人からの電話で、急な外出が増える。
- ・自己否定的な言動が見られ、死や非現実的なことに関心をもつ。
- ・投げやりで、集中力がわからない。
- ・些細なことでも決断できない。
- ・テレビゲームなどに熱中し、現実から逃避しようとする。

(ネットいじめにあっている子どもが家庭で出すサイン)

- ・携帯電話やパソコンを頻繁にチェックする、又は、全く触れようとしなくなる。
- ・親が近づくとパソコンの画面を切り替え、画面を隠そうとする。
- ・インターネットを閲覧した後に、動揺しているような行動をとる。
- ・携帯電話の着信音に、怯えるような態度をとる。
- ・電話やメールの受信後に、そっと一人で出かけようとする。

(上記観点を察知したとき) ※違和感を感じたとき

「気づき票」に記載し、教育相談係に提出する。

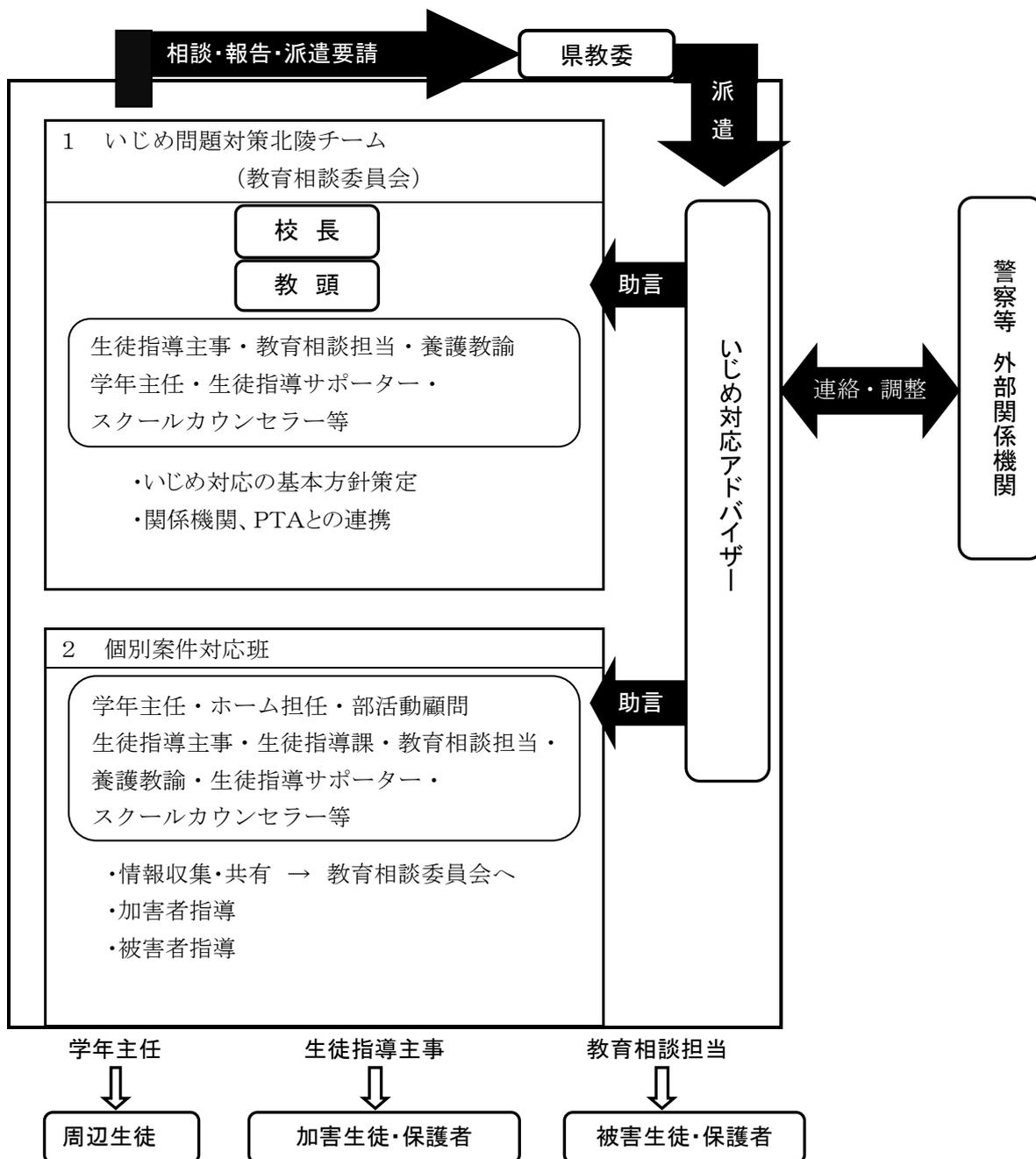
→「教育相談委員会」で情報の共有及び対策を協議する。

(緊急の場合) 当該生徒の担任・学年主任へ連絡する。

→ 「4 いじめ問題への具体的取組(1) いじめの対応」における対応をする

3 指導体制（「いじめ対応マニュアル」平成24年9月に補足）

(1) 組織図



いじめ問題対策北陵チーム

校長	1年学年主任
教頭	2年学年主任
生徒指導課主事	3年学年主任
保健相談課主任	生徒指導サポーター
養護教諭	スクールカウンセラー

(2) 役割

【教 頭】

- ・実践的な教員研修の場を設定し、全職員が生徒指導の専門的技術を身につける体制をつくる。
- ・校内のいじめの実態とその指導状況の把握に努め、適切な対応について教職員の理解を図る。
- ・いじめに関することについて校長に報告し、その指導の下に全校体制での取り組みを推進する。
- ・PTAや関係機関・団体との協力体制を確立し、開かれた学校づくりに努める。

【教育相談委員会】

- ・各課、各学年からの情報を享有し、全職員の共通理解を図ることによって、いじめの防止と早期発見に役立てる。
- ・いじめの情報があった場合、各情報を集約し、学校長の指導の下、対応策を協議する。
- ・生徒に対する指導方法について協議し、具体的な内容について検討する。

【教育相談担当】

- ・ホームや授業では気づきにくい生徒のさまざまな問題の把握に努める。
- ・生徒の心情を受け止め、信頼される相談室づくりに努める。
- ・把握したいじめの情報は、ホーム担任、生徒指導、教頭、校長に伝え解決に向けた有効な対策を講じる。
- ・必要に応じて外部機関と連携を図り、担任及び家庭との連絡を密にし問題の解決に努める。

【生徒指導主事】

- ・生徒指導通信などで、いじめに関する学校の指導方針などを伝え、生徒・保護者の意識の向上に努める。
- ・各学年の生徒の状況を把握し、発見された場合は担任をサポートする。(生徒・保護者アンケート)
- ・校長・教頭にいじめについての幅広い情報を提供する。
- ・関係機関・団体との連携を積極的に進める。
- ・教育相談委員会からの要請を受けて、いじめた側の生徒の事後指導を行う。

【学年主任】

- ・学年の指導方針などを伝え、保護者の理解を深めるとともに、意識の向上に努める。
- ・ホーム担任間の連携を図り、学年内のいじめの状況などをできるだけ正確に把握する。
- ・いじめについて校長・教頭・生徒指導課へ報告し、ホーム担任も含めて対応策を協議する。
- ・教育相談委員会からの要請を受け、いじめられた生徒の事後指導を手厚く行えるよう対策を講じる。

【その他の課・科】

- ・教務→授業力向上がいじめ防止につながるとの認識の元、互見授業を実施する。
- ・進路→面談をとおして生徒と教師間の人間関係を築く観点の元、面接週間や北陵αを実施する。
- ・特活環境→社会性の涵養や豊かな情操を養う活動という視点で、部活動、挨拶運動やボランティア活動を推進する。
- ・学年→お互いを思いやり尊重する態度を養い、よりよい人間関係のつくるという視点からホームルームでの指導を行う。

4 いじめ問題への具体的取組

(1) いじめへの対応

- さ 最悪の事態を想定して
- し 慎重に
- す 素早く
- せ 誠意をもって
- そ 組織を挙げて

①いじめが発覚した場合

ホーム担任

- ・学年主任に報告、相談するとともに情報収集に努める。
- ・教育相談委員会の協議をふまえて、各生徒の保護者と連絡を密にし、誠意ある対応に心掛ける。
- ・また、必要に応じ個別の面談や家庭訪問を行うなど、継続的に保護者との連携を図る。

学年主任

- ・校長、教頭、生徒指導課に報告を行う。
- ・ホーム担任間の連携と共通理解を図り、教育相談委員会等の要請を受け的確な対応を行うようにする。

生徒指導課

- ・担任や関係職員と協力し、当事者はもちろん友人や周囲にいた生徒などからも詳しく事情を聴き、事実関係の把握を正確かつ迅速に行う。
- ・教育相談委員会の要請を受け、いじめた生徒への対応について生徒指導委員会で協議し、担任はじめ全職員で協力し指導にあたる。

教育相談委員会

- ・校長、教頭、保健主事、教育相談、養護教諭、生徒指導課長、各学年主任および必要に応じて担任、関係教諭で組織する。
- ・各情報を集約し、学校長の指導の下、対応策を協議する。
- ・全職員への共通理解を図り、連携協力を行う。
- ・学校長の指導の下、必要に応じ関係機関との連携協力を行う。

②事後指導

- ・いじめが解決したとみられる場合でも、教師の気付かないところで陰湿ないじめが続いていることも少なくないので、継続的に注意を払う。

③重大事態の発生（国が示したフローチャート）

- 学校の設置者に重大事態の発生を報告（※ 設置者から地方公共団体の長等に報告）
 - ア 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」（児童生徒が自殺を企図した場合等）
 - イ 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」（年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手）
- ※ 「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき」

学校の設置者が、重大事態の調査の主体を判断

学校が調査主体の場合、学校の設置者の指導・助言のもと、以下のような対応に当たる

① 学校の下に、重大事態の調査組織を設置

※組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めることが求められる。

※第22条に基づく「いじめの防止等の対策のための組織」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法も考えられる。

② 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

※いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査すべき。

※たとえ調査主体に不都合なことがあったとしても、事実にしっかりと向き合おうとする姿勢が重要。

※これまでに学校で先行して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施。

③ いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供

※調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供（適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい）。

※関係者の個人情報に十分配慮。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。

※得られたアンケートは、いじめられた児童生徒や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置が必要。

④ 調査結果を学校の設置者に報告（※設置者から地方公共団体の長等に報告）

※いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

⑤ 調査結果を踏まえた必要な措置

学校の設置者が調査主体の場合

- 設置者の指示のもと、資料の提出など、調査に協力

5 検証と見直し

教育相談委員会（いじめ問題対策北陵チーム）で、下記のチェックポイントによる全職員からのアンケートをもとに取組が適切に行われたか否か検証する。期待する成果が見られなかったり、改善が必要な場合は、取組内容や取組方法の見直しを行い、次年度の「学校いじめ防止基本方針」を決定する。

（1）いじめの問題への取組についてのチェックポイント

（指導体制）

- ①いじめの問題の重要性を全教員が認識し、校長を中心に協力体制を確立して指導に当たっている。
- ②「学校いじめ防止基本方針」について、職員会議等をとおして全教員に周知されている。
- ③いじめ問題について、特定の教員が抱え込んだり、事実を隠したりすることなく、学校全体で対応する体制が確立している。
- ④いじめのあるなしにかかわらず、常設の「いじめ問題対策北陵チーム」の機能化に努め、未然防止の取組も含めた体制を整えている。

（日常的指導）

- ⑤学校全体として、お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にする指導等の充実に努め、「いじめは人間として許されない」との強い認識に立って指導に当たっている。
- ⑥学校全体として、校長をはじめ教員がそれぞれの指導場面に於いて、いじめの問題に関する指導の機会を設け、積極的に指導を行うよう努めている。
- ⑦学校全体として、学級活動（ホームルーム）の時間にいじめにかかわる問題を取り上げ、指導が行われる体制が取られている。
- ⑧学校全体として、生徒に幅広い生活体験を積みせたり、社会性の涵養や豊かな情操を養う活動の積極的な推進を図っている。
- ⑨教員の言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、細心の注意を払っている。
- ⑩いじめを行う生徒に対しては、特別指導、出席停止や警察との連携による措置も含め毅然とした対応を行うこととしている。
- ⑪いじめられる生徒に対して、心のケアやさまざまな弾力的措置など、いじめから守りとおすための対応を行っている。
- ⑫いじめが解決したと見られる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な指導を行っている。

（早期発見・早期対応）

- ⑬生徒の実態に応じた「いじめアンケート」を作成し、年に複数回実施している。
- ⑭教員は、日常の教育活動を通じ、教師と生徒、生徒間の好ましい人間関係の醸成に努めている。
- ⑮生徒が発する危険信号を逃さず、その一つ一つに的確に対応している。
- ⑯いじめについて訴えがあったときは、「個別案件対応班」を組織するなど、事実関係の把握を正確かつ迅速に行い、事実を隠蔽することなく、的確に対応している。
- ⑰校内に生徒の悩みや要望を受け止めることができるような教育相談の体制が整備されており、適切に機能している。

⑱学校における教育相談について、保護者にも十分理解され、保護者の悩みに応えることができる体制になっている。

⑲教育相談の実施に当たっては、必要に応じて教育センターなどの専門機関との連携が図られている。

(家庭との連携)

⑳いじめが起きた場合、学校として、家庭との連携を密にし、一致協力してその解決に当たっている。

（「いじめ防止対策推進法」関連の資料）

「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成25年10月11日 文部科学大臣決定）

第1 いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめ防止対策推進法制定の意義

いじめ問題への対応は学校における最重要課題の一つであり、一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的に対応することが必要である。また、関係機関や地域の方も積極的に取り込むことが必要であり、これまでも、国や各地域、学校において、様々な取組が行われてきた。

しかしながら、未だ、いじめを背景として、児童生徒の生命や心身に重大な危険が生じる事案が発生している。

大人社会のパワーハラスメントやセクシュアルハラスメントなどといった社会問題も、いじめと同じ地平で起こる。いじめの問題への対応力は、我が国の教育力と国民の成熟度の指標であり、子供が接するメディアやインターネットを含め、他人の弱みを笑いものにしたり、暴力を肯定していると受け取られるような行為を許容したり、異質な他者を差別したりといった大人の振る舞いが、子供に影響を与えるという指摘もある。

いじめから一人でも多くの子供を救うためには、子供を取り囲む大人一人一人が、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子供にも、どの学校にも、起こりうる」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚しなければならず、いじめ問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題である。このように社会総がかりでいじめの問題に対峙するため、基本的な理念や体制を整備することが必要であり、平成25年6月、「いじめ防止対策推進法」が成立した。

2 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、全ての児童生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

加えて、いじめ防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめ問題を克服することを目指して行われなければならない。

学校が読む「いじめ防止対策推進法」概要

※学校に関係する主な条文抜粋

1. 総則・基本方針

・第2条 いじめの定義

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

・第8条 学校及び学校の教職員の責務

学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

・第13条 学校いじめ防止基本方針

学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

2. 学校の設置者・学校が講ずべき基本的施策

・第15条 学校におけるいじめの防止

（道徳教育・体験活動等の充実、児童生徒が自主的に行う者に対する支援、児童生徒・保護者・教職員への啓発等）

・第16条 いじめの早期発見のための措置

（定期的な調査などいじめを早期に発見するため必要な措置、いじめの相談を行うことができる体制整備）

・第18条 いじめの防止等の対策に従事する人材の確保及び資質の向上

（いじめに関する校内研修の実施など資質の向上に必要な措置を計画的に実施）

・第19条 インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

3. いじめの防止等に関する措置

・第22条 いじめの防止等の対策のための組織

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置く

・第23条 いじめに対する措置

- ①教職員や保護者などは、児童生徒からの相談を受け、いじめの事実があると思われるときは、児童生徒が在籍する学校へ通報その他の適切な措置をとる

- ②学校は、通報を受けたときや、学校に在籍する児童生徒がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、いじめの事実の有無を確認し、その結果を当該学校の設置者に報告する
- ③いじめがあったことが確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童生徒・保護者への支援や、いじめを行った児童生徒への指導又はその保護者への助言を継続的に行う
- ④必要な場合は、いじめを行った児童生徒を別室で学習させる等、いじめを受けた児童生徒などが安心して教育を受けられるようにする
- ⑤いじめの事案に係る情報をいじめを受けた児童生徒の保護者やいじめを行った児童生徒の保護者と共有するための措置などを行う
- ⑥いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認める時は所轄警察署と連携して対処し、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な損害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める

・第25条 校長及び教員による懲戒

校長及び教員は、児童生徒がいじめを行っている場合で教育上必要があると認めるときは、適切に懲戒を加える

4. 重大事態への対処

・第28条 学校の設置者又は設置する学校による対処

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、重大事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする

- ①いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ②いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

・第29条～第31条 地方公共団体の長等への報告

(国立の学校) 当該国立大学法人の学長を通じて、重大事態が発生した旨を、文部科学大臣に報告しなければならない。

(公立の学校) 当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。

(私立の学校) 重大事態が発生した旨を、当該学校を所轄する都道府県知事に報告しなければならない。